標準報酬定時決定の保険者算定　参考資料①

「標準報酬定時決定の保険者算定」イメージ

　標準報酬定時決定の保険者算定は、次の条件のいずれにも該当する場合に、申立書及び同意書を提出することで、「前年７月から当年６月までに受けた年間報酬の平均額から算出した標準報酬月額」により決定することができます。

【保険者算定の条件】

**１　「当年４月から６月までに受けた報酬の平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年７月から当年の６月までに受けた年間報酬の平均額から算出した標準報酬月額」の間に２等級以上の差が生じていること。**

　　　「２等級の差が生じている」に該当する例



※　通勤手当が数か月分まとめ払いされている場合は、ひと月あたりの通勤手当の額を算出し、支給単位期間中の各月の報酬に加算します。なお、端数が生じた場合は最後の月に含めます。

**２　当該差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。**

　　　（１）該当すると想定されるもの

　　　　　・　年度末、年度初めに事務が集中する業務（決算業務等）

　　　　　・　毎年開催される行事に係る業務　等

　　　（２）該当しないと想定されるもの

　　　　　・　本年度のみ開催される行事に係る業務（インターハイ開催関係業務等）

　　　　　・　制度改定により一時的に繁忙になった業務　等